議案第１６１号

前橋市道路占用料徴収条例の改正について

令和８年１１月２６日提出

前橋市長　小　川　　晶

前橋市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

前橋市道路占用料徴収条例（昭和５９年前橋市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条関係）

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	670円
	第２種電柱		1,000円
	第３種電柱		1,400円
	第１種電話柱		600円
	第２種電話柱		960円
	第３種電話柱		1,300円
	その他の柱類		60円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	6円
	地下に設ける電線その他の線類		4円
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	590円
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	360円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	1,200円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		500円
	広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	1,900円

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">その他のもの</td><td>占用面積１平方メートルにつき１年</td><td>1,200円</td></tr>
<tr><td rowspan="11">法第３２条第１項第２号に掲げる物件</td><td colspan="3">外径が０．０７メートル未満のもの</td><td rowspan="11">長さ１メートルにつき１年</td><td>25円</td></tr>
<tr><td colspan="3">外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの</td><td>36円</td></tr>
<tr><td colspan="3">外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの</td><td>54円</td></tr>
<tr><td colspan="3">外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの</td><td>72円</td></tr>
<tr><td colspan="3">外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの</td><td>110円</td></tr>
<tr><td colspan="3">外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの</td><td>140円</td></tr>
<tr><td colspan="3">外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの</td><td>250円</td></tr>
<tr><td colspan="3">外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの</td><td>360円</td></tr>
<tr><td colspan="3">外径が１メートル以上のもの</td><td>720円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">法第３２条第１項第３号に掲げる施設</td><td rowspan="3">自動運行補助施設</td><td rowspan="2">法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類</td><td>地下に設けるもの</td><td rowspan="2">占用面積１平方メートルにつき１年</td><td>4円</td></tr>
<tr><td>その他のもの</td><td>12円</td></tr>
<tr><td colspan="2">道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類</td><td>１本につき１年</td><td>960円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他のもの</td><td>上空に設けるもの</td><td rowspan="3">占用面積１平方メートルにつき１年</td><td>600円</td></tr>
<tr><td>地下に設けるもの</td><td>360円</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他のもの</td><td>1,200円</td></tr>
<tr><td colspan="4">法第３２条第１項第４号に掲げる施設</td><td>1,200円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法第３２条第１項第５号に掲げる施設</td><td rowspan="2">地下街及び地下室</td><td>階数が１のもの</td><td>Ａに0.004を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>階数が２のもの</td><td>Ａに0.006を乗じて得た額</td></tr>
</table>

		階数が３以上のもの		Ａに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			950円
	地下に設ける通路			570円
	その他のもの			1,200円
法第３２条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１日	19円
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１か月	190円
道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１か月	190円
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	1,900円
	標識		１本につき１年	960円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	19円
		その他のもの	１本につき１か月	190円
	幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	19円
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１か月	190円
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１か月	1,900円
		その他のもの		950円
令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１平方メートルにつき１年	1,200円
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートルにつき１か月	190円
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				120円
令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに0.013を乗じて得た額

	上空に設けるもの			Ａに0.018を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		Ａに0.004を乗じて得た額
		階数が２のもの		Ａに0.006を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Ａに0.008を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに0.026を乗じて得た額
令第７条第９号に掲げる施設	建築物			Ａに0.017を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに0.012を乗じて得た額
令第７条第１０号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Ａに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに0.012を乗じて得た額
令第７条第１１号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Ａに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Ａに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに0.034を乗じて得た額
令第７条第１２号に掲げる器具				Ａに0.026を乗じて得た額
令第７条第１３号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Ａに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Ａに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに0.034を乗じて得た額
令第７条第１４号及び第１５号に掲げる施設				Ａに0.034を乗じて得た額

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３２条第１項の

許可を受けて存する占用物件（この条例の施行の日以後に当該許可に係る期間が更新される占用物件を含む。以下「既存占用物件」という。）について徴収する同日以後の占用の期間に係る占用料の額は、当該既存占用物件ごとに、改正後の別表の規定を適用して算定した額とする。この場合において、その額が次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める方法により算出した額を超えるときは、当該各号に定める方法により算出した額とする。

(1) 令和９年度　当該既存占用物件に係る改正前の別表の規定を適用して算定した占用料の額に１．２を乗じて得た額

(2) 令和１０年度以降　当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額（前年度の占用の期間と当該年度の占用の期間が異なる場合にあっては、当該年度の占用の期間に相当する期間における前年度の占用料の額）に１．２を乗じて得た額